

総務文教常任委員会報告

令和4年9月20日

ただ今から、総務文教常任委員会の委員長報告を行います。

令和4年9月8日午前10時00分から美浜町議会全員協議会室で、議長及び委員7名の出席のもとに本委員会を開催し、8月31日に本委員会に付託されました議案2件及び請願1件についての協議を行いました。

当日は説明のため町長、副町長、教育長、総務課長、土木建築課長及び総務課参事、土木建築課担当職員の出席を求め、職務執行のため議会事務局長を出席させました。

はじめに 議案の説明は、去る8月31日に行われた全員協議会において、理事者から詳細説明を受けておりますのでただちに質疑から入りました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

議案第73号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

質疑：条例要綱の非常勤職員（会計年度任用職員等）の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和では、現行の子が1歳6か月に達する日までに任期の更新又は採用の見込みがあることとなっており、改正後は子の出生日後57日目から6か月を経過する日までに任期の更新又は採用の見込みがあることに変更されているが、会計年度任用職員だと期間を区切られて採用されるので、このように改正されてから実際採用される見込みは現実的にあるのか。

回答：会計年度任用職員の場合は年度を区切った採用であり、採用通知に今年度限りの採用と明記してある場合は適用できない。しかし、任期の更新又は採用の見込みがあるものは適用されることになる。

質疑：正規職員が育児休業で休んだ場合に非常勤職員を採用することが多いが、その際に採用された非常勤職員が育児休業をした場合に、その代替りの非常勤職員を雇うことで、繰り返しになる可能性は考えられないか。

回答：正規職員が休む場合、代替えで非常勤職員を雇うケースは多くあるが、採用形態によって期限を決めて雇う場合があり、育休の代替えのため採用する臨時職員が育休で休みたい場合は認められないことになる。

質疑：育児休業の取得回数制限の緩和等の中で、育児休業の取得が原則2回まで可能となることから、再度の育児休業取得に係る育児休業等計画書の申し出が不要となるということだが、一回目の育児休業での育児休業等計画書はこれまでどおり必要ということか。

回答：一回目の育児休業では、これまでからも承認請求書のみで、育児休業等計画書の提出は不要であった。今回の改正により2回目についても計画書が不要となった。

質疑：育児休業等に関する条例の一部が改正されることによる非常勤職員のメリットはあるのか。

回答：育児休業取得については、週3日以上勤務形態の非常勤職員が対象となる。産前産後は有給で育休は無給になるが、今年の10月から非常勤職員も社会保険から共済組合制度に変更になり共済組合から育児休業手当が支給される。手当に該当する要件の人であれば、給与に代わる補償がある。

議案第75号 字の区域の変更について

質疑：土地改良法に基づき団体営土地改良事業乙見地区の区画整理が終わったことから、字の変更が必要になったということだが、土地所有者との協議も進められたと思うが、所有者からの疑問は生じていないのか。

回答：乙見地区土地改良事業については、権利者協議会、権利者会議等を開催して地権者による換地計画を立てている。その中で地権者の合意形成の下、事業を進めているので不満や不平の話は聞いていない。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

議案第73号 美浜町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

議案第75号 字の区域の変更について

は、全員賛成をもって承認することに決しました。

続いて、請願について、協議がなされました。

請願第2号 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見 書の提出に関する請願書について

はじめに、紹介議員の河本猛議員から請願の説明を受け、質疑終了の後、請願について協議を行いました。

以下、本委員会で審査された主な点について申し上げます。

意見：広島での平和宣言による知事と市長、子供たちの発言を聞き、16歳の子供の被爆体験を実体験として伝えられたのを見て、核兵器を使用されたことによる何十年もの後遺症や苦しみがいまだに残っていると感じている。ウクライナ侵攻があるまでは、核兵器は持っているだけの物であり、使うことはないだろうと思っていたが、戦争の中で、もしかしたら使うのではないかという方向に変わってきていることが非常に危惧される。これまで反対をしてきたが、核兵器自体はこの世界からなくさないといけない。小さな地域から声を上げて、被爆国として核兵器禁止条約に賛同することに賛

成したい。

意見：核兵器は持たない方が良いのだが、現在ロシアや中国の大国が持っているため、日本がアメリカから守ってもらうための傘の下にあり、アメリカから引くような形をとることはできないので、この請願は出さない方がよいと思い反対する。

意見：ウクライナ情勢が、だんだん混沌としてきて戦時下において禁止条約のことを考えるよりも、議論をしっかりと非核三原則を守りながら行っていくことが大事だと思っている。核兵器禁止条約については、以前から意見書も請願書も出ているので理解はしているが、世界平和を願うならウクライナ・ロシア関係が平常な状態でしっかりと議論していかないと進んでいかないとと思うので反対する。

意見：ウクライナ危機が非常に国際平和を揺るがし、核兵器の使用の現実性が本当に恐ろしいと浮き彫りになっており、核情勢が一気に変わってきている。今回、核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議でも、これを拒否し、それにより決裂してしまうことが起きている。本当に平和を願う人たちは、その核兵器の危機に対してどう向き合うか真剣に考えていて、核兵器禁止条約の方法に対して意見書等で大きく広げていくことが核兵器の抑止につながり、廃絶につながると考えている。日本が積極的に世界に対してアプローチを行ってほしいという願いに応えるために請願に賛成したい。

などの主な意見がありました。

以上の審査を終え、委員会採決を行いました結果を報告いたします。

請願第2号 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める
意見書の提出に関する請願書について

は、賛成反対が同数となったため、委員長判断による反対をもって不採択することに決しました。

上記のとおり協議を終了し、午前10時52分本委員会を閉会いたしました。

以上をもって、総務文教常任委員会の委員長報告を終わります。